# ACSES ニュースレター_１９５２号（2020 年 10 月 2 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇タンク爆発か、男性死亡　兵庫のオーミケンシ工場<Web 報道>
◇京都リサーチパークでビーカー破裂　研究中の男性１人けが、レンタルオフィスで<新聞報道>
◇「大麻リキッド」の押収急増　電子たばこで吸引　警戒強める静岡県警<新聞報道>
◇その他の事故、事件
◇事故、事件の続報
・モーリシャス沿岸における油流出事故に対する環境省派遣者の帰国及び当該事故に対する環境省の対応について（御報告）<環境省>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・取締り強化へ過去最大級の組織改編へ 厚生労働省麻薬取締部<放送報道>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・原発事故で国の責任認める 仙台高裁 2審で初めて<放送報道>
[原子力施設全般]
[大災害対策]
・防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針（農林水産省告示第 1845 号）<官報>
[2]［特集］新型コロナウイルス感染症
[対策・予防]
◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 167 号）<官報>
◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 168 号）<官報>
◇治療薬、検査薬等
・コロナワクチン無料接種へ　全国民対象、国費６７００億円超―政府方針<Web 報道>
・唾液 PCR 検査、感度は 9 割　北海道大が発表<新聞報道>
◇大学等関係
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について< Web 報道>
・検査態勢を充実　大阪市大　全学性・教職員にＰＣＲ<新聞報道>
・「GoTo キャンパス」対面授業求め署名活動　大学生ら<新聞報道>
[3] 環境報告書の作成及び公表の方法
◇環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 4 号）<官報>
◇環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める告示の新設（内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 11 号）<官報>
[4] ジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及び PFOA 関連物質に関する BAT 報告書の事前相談について<経済産業省・厚生労働省・環境省>
[5] 消防法関係
◇消防法第二十一条の六第一項第一号の規定により消防の用に供する機械器具等について型式承認の失効をした件（総務省告示第 292 号）<官報>
・ＤＩＣ株式会社が受けた型式承認の失効<総務省消防庁>

竜胆（リンドウ）

[6] 化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド

◇SDS についてのパンフレット「―GHS 対応―化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS 提供制度」の改訂版を公開しました。〈経済産業省〉

◇「化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド～事業者向け GHS 分類ガイダンス・GHS 混合物分類判定システム～」の改訂版を公開しました。〈経済産業省〉

[7] 農薬

◇農薬「チアジニル」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉

◇農薬「ベンゾビンジフルピル」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉

[8] 食品安全衛生関係

◇食品安全情報（化学物質）No.19（2020）を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉

[9] 廃棄物関係

◇船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省・国土交通省・環境省令第 1 号）〈官報〉

[10] 環境安全関係

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第 298 号）〈官報〉

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十一条の三第三項等に基づく電磁的記録の基準を定める告示（国土交通省告示第 1054 号）〈官報〉

◇（仮称）室津吉母風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉

◇（仮称）西山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉

[11] 再生エネルギー

◇長崎海洋アカデミーが開所　人材育成の拠点へ〈新聞報道〉

[12] 調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　２件　　［公募結果、意見募集結果］　３件

[13] その他省庁発表　12 件

[14] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　３件

[15] その他　２件

[付録]

◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 167 号）〈官報〉

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 168 号）〈官報〉

**********

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇**タンク爆発**か、男性死亡　兵庫のオーミケンシ工場

1 日午前 11 時半ごろ、兵庫県加古川市尾上町池田の繊維会社「オーミケンシ」（大阪）加古川工場で「タンクが爆発して火災になっている」と工場関係者から 119 番があった。加古川署によると、工場従業員の藤原成人さん（53）=同県姫路市=が死亡し、男性従業員（34）が軽傷を負った。

署は工場が安全管理を怠った可能性もあるとみて、業務上過失致死容疑で調べている。

署によると、藤原さんが工場２階でタンクを電動のこぎりで解体し、配管を切断する作業中に事故が起きた。タンクや配管には引火性の二硫化炭素が残っていたとみられるが、約 10 年間使われておらず、入っていない前提で作業していたという。工場では更地にするための解体作業をしていた。
加古川工場関係者によると、二硫化炭素はレーヨンを作る際の原料として使っていた。
現場は山陽電鉄尾上の松駅から南に約 600 メートルで、付近に住宅街がある。＜共同　2020 年 10 月 1 日＞
---

◇京都リサーチパークで**ビーカー破裂**　研究中の男性１人けが、レンタルオフィスで
１日午後１時２０分ごろ、京都市下京区中堂寺南町、京都リサーチパーク１号館のレンタルオフィスに入る研究開発会社「ＫＲＩ」で「薬品の爆発が起きたようだ」と１１９番があった。同社や市消防局によると、何らかの原因でビーカーが突然破裂するなどし、研究中だった４０代の男性社員がガラスの破片で顔や首を切る軽傷を負った。
　消防車両２０台が出動し、周辺は一時騒然となった。＜京都新聞　2020 年 10 月 1 日＞
---

◇「大麻リキッド」の押収急増　電子たばこで吸引　警戒強める静岡県警
　静岡県警は 9 月、大麻の主成分を抽出してつくられた液体状の「大麻リキッド」に関連し、県内で 3 人を逮捕した。8 月に大麻リキッドの密輸も初摘発しており、事件が相次ぐ状況に警戒を強めている。
　静岡南署は 24 日までに、神奈川県座間市で大麻リキッドを売り渡したとして、横浜市保土ケ谷区の職業不詳の男（23）を大麻取締法違反（譲渡）容疑で逮捕。男から買った大麻リキッドを所持したとして女（23）も検挙した。清水署も 29 日、大麻リキッドを所持した疑いで男（21）を逮捕した。
　県警によると、大麻リキッドはいずれも電子たばこのカートリッジに入った状態で押収された。電子たばこで吸引する方法が一般的で、使用への抵抗感が軽減され、若者を中心に広がりつつあるという。押収件数は 2018 年までゼロだったが、19 年は 1 件、20 年は 8 月時点で 9 件と急増。「流行」に神経をとがらせる。
　大麻リキッドは大麻の主成分であるテトラヒドロカンナビノール（THC）の濃度が 50～80％ほどと通常の乾燥大麻よりも高い。毒性や依存性が強く、危険だという。
相談窓口
全国精神保健福祉センター一覧　　http://www.zmhwc.jp/centerlist.html
薬物依存症リハビリ施設「日本ダルク」　　http://darc-ic.com/darc-list/
NPO 法人全国薬物依存症者家族会連合会　　http://www.yakkaren.com/
＜毎日新聞　2020 年 9 月 30 日＞
---

***◇事故、事件の続報***
・モーリシャス沿岸における油流出事故に対する環境省派遣者の帰国及び当該事故に対する環境省の対応について（御報告）
＜環境省　2020 年 9 月 18 日＞　http://www.env.go.jp/press/108480.html
---

***◇事故・事件対策、措置、訴訟等***
**・取締り強化へ過去最大級の組織改編へ 厚生労働省麻薬取締部**
違法薬物の密輸事件が急増していることを受け、厚生労働省麻薬取締部は取締りを強化するため、来年度、全国の密輸捜査の調整を担う幹部ポストを新設するなど過去最大規模の組織改編に乗り出す方針を決めました。
去年、覚醒剤や大麻などの違法薬物の密輸をめぐる事件で検挙されたのは合わせて 595 人で、前の年から 6 割近く増えて過去最多となりました。このため、厚生労働省麻薬取締部は取締りを強化しようと、来年度、大規模な組織改編を行う方針を決めたことが関係者への取材で分かりました。
このうち、東京の関東信越厚生局には実質的に麻薬取締部の部長に次ぐ幹部ポストが新設され、全国の取締官の中心となって密輸事件の捜査の調整などに当たります。
また、密輸事件を専従で捜査する「密輸対策課長」を九州厚生局に、税関や警察などとの連携を担う「密輸対策官」を北海道厚生局などに新たに配置します。

このほか、密輸の取り引きに使用されたスマートフォンなどの情報端末を解析する「情報技術解析専門官」なども全国に配置する方針です。
新設されるポストは合わせて 23 に上り、組織改編の規模としては過去最大となります。

**違法薬物の密輸の実態は**

押収される違法薬物も増加しています。
厚生労働省によりますと、去年、厚生労働省麻薬取締部や警察、税関、それに海上保安庁が押収した覚醒剤は 2649.7 キロ、コカインが 639.9 キロでいずれも過去最多でした。末端の密売価格にすると、覚醒剤が合わせて 1695 億 8000 万円余り、コカインが 127 億 9000 万円余りに上ります。
密輸の取り引きに使われているのが、インターネット上の SNS や「ダークウェブ」と呼ばれる匿名性の高いサイトなどです。どこにいても簡単に購入して受け取れるため、捜査範囲が麻薬取締部の全国の拠点にあたる「厚生局」の管轄を越えることも多く、捜査を難しくしていました。
このため、今回の組織改編には、全国の捜査情報を集約し、連携を深めることで摘発を強化しようというねらいがあります。
また、捜査関係者によりますと、ことしは新型コロナウイルスの感染拡大で密輸の動きが一時少なくなりましたが、反動で増加するおそれがあるとして麻薬取締部などが警戒を強めています。＜NHK　2020 年 10 月 2 日＞

---

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・原発事故で国の責任認める 仙台高裁 2 審で初めて

東京電力福島第一原子力発電所の事故で、福島県で暮らす住民など 3600 人余りが、生活の基盤が損なわれ精神的苦痛を受けたと訴えた裁判で、仙台高等裁判所は国と東京電力に賠償を命じました。全国で行われている集団訴訟で、国の責任を認める判決は 2 審では初めてです。
この裁判では、原発事故のあとも福島県内で暮らし続ける住民や避難した人など 3600 人余りが、生活の基盤が損なわれ精神的な苦痛を受けたとして、国と東京電力に賠償を求めています。
全国で行われている同様の集団訴訟では最大の規模です。
1 審の福島地方裁判所は 3 年前、「津波を予測することは可能で、国が東京電力に対策を命じていれば原発事故は防げた」などとして国と東京電力の責任を認め、総額 4 億 9000 万円余りの賠償を命じていました。
2 審でも、1 審と同様、大規模な津波を予測し、被害を防ぐことができたかどうかや、国の審査会の指針に基づく賠償額が妥当かどうかなどが争われました。
30 日の判決で、仙台高等裁判所の上田哲裁判長は、国と東京電力の責任を認め、賠償を命じる判決を言い渡しました。
全国の集団訴訟で国の責任を認める判決は、2 審では初めてです。＜NHK　2020 年 9 月 30 日＞

---

[大災害対策]

・防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針（農林水産省告示第 1845 号）

［官報］　令和 2 年 9 月 30 日　本紙　第 342 号　5～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20200930/20200930h00342/20200930h003420005f.html

**********

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[対策・予防]

◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 167 号）　--→ *末尾［付録］*

［官報］　令和 2 年 9 月 30 日　特別号外　第 101 号　1～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20200930/20200930t00101/20200930t001010001f.html

---

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 168 号）　--→ *末尾［付録］*

［官報］ 令和２年９月30日　特別号外　第101号　３頁
https://kanpou.npb.go.jp/20200930/20200930t00101/20200930t001010003f.html

---

◇治療薬、検査薬等

・コロナワクチン無料接種へ　全国民対象、国費６７００億円超―政府方針

政府は３０日、国内外で開発が進む新型コロナウイルスワクチンに関し、接種で自己負担を求めず全国民を無料とする方針を固めた。来年前半までの確保を目指し、費用は全額国費で負担。関連費用は今年度補正予算の予備費６７００億円超を充てる。来週にも厚生労働省の審議会で無料化方針を示す。

複数の政府関係者が明らかにした。

政府がワクチン接種の無料化に踏み切るのは、当面の国民の自己負担をなくすことで速やかな接種を促すためだ。冬にかけて予想されるインフルエンザとの同時流行などに備える狙いもある。

ワクチン開発は現在、米英が先行。政府は製薬大手の米ファイザーや英アストラゼネカとの間でワクチン供給を受けることで基本合意済みだ。予備費支出は９月８日に閣議決定している。政府はワクチン開発が順調に進み、年末以降に接種が開始できることも念頭に必要な体制整備を進めている。

一方、コロナワクチンの接種をめぐっては、生涯にわたる免疫を獲得できない可能性も指摘される。このため、政府は来年度予算案で、さらなるワクチン確保に向けた費用を計上する方向だ。その際の自己負担などの在り方については別途、検討する。＜時事ドットコム　2020年9月30日＞

---

・唾液PCR検査、感度は9割　北海道大が発表

新型コロナウイルスのPCR検査について、北海道大学は29日、唾液（だえき）を使った検査の感度が約9割だと分かったと発表した。唾液による検査は従来の方法よりも簡単で、医療従事者への感染のリスクも少ない一方、正確さについては未知数だった。検査体制の拡大が期待できるという。

北海道大学大学院医学研究院の豊嶋崇徳教授らの研究グループが、国内の空港での検疫と保健所での濃厚接触者へのPCR検査で、無症状の1924人に対し、従来の鼻の奥の粘膜を採取する方法と、唾液を使った方法の両方で調査した。従来の方法では46人、唾液では48人の陽性者が見つかった。これを「MCMC法」と呼ばれる特殊な統計手法で計算すると、唾液では約90%の感度で陽性者を発見でき、陰性なのに陽性と判断される「偽陽性」はほとんどいなかったという。

また、これまで7割程度の感度…　　＜朝日新聞　2020年9月30日＞

---

◇大学等関係

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】（10/1更新）
＜大学プレスセンター　2020年10月1日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】（9/4更新）
＜大学プレスセンター　2020年9月4日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html

---

・検査態勢を充実　大阪市大　全学性・教職員にＰＣＲ

大阪市立大は30日、杉本キャンパス（大阪市住吉区）で全学生・教職員約１万１千人を対象に新型コロナウイルスのＰＣＲ検査を進める、と発表した。にち10月１日からの後期授業で一部が遠隔から対面に戻るため、感染拡大を防ぐ目的がある。

検査は12～16日にあり、任意で無斜。１人につき１回だけ受診できる。結果は陽性の場合に限り、３日以内に電話で通知する。大学は、人件費などを含めた負担分として約４千万円を確保。卒業生や保護者らの寄付を集めた基金から捻出する。

荒川哲男学長（医学博士）は30日の記者会見で、「全学対象の検査を複数回するのは難しい」としつつ、今後の感染拡大の状況などを見て、対応を検討していきたい考えを示した。

一方、京都産業大（京都市）は10月中下旬、学内の診療所の付属機関としてＰＣＲ検査センターを開設する予定。無症状の学生や教職員が対象。１人１千円以内の負担を求める。＜朝日新聞　2020年10月1日＞

---

・「GoTo キャンパス」対面授業求め署名活動　大学生ら

10 月 1 日から「Go　To キャンペーン」が拡大されるのを前に、コロナ禍の影響で、今もキャンパスでの対面授業が再開していない大学生らが「Go　To キャンパス事業もお願いします」という署名活動を始め、30 日に参院議員会館で記者会見した。

署名活動を始めたのは、全国の大学生らでつくる「一律学費半額を求めるアクション」。同団体によると、後期の授業が始まった大学も増えてきたが、授業はオンラインが中心の学校や図書館の利用が制限されている学校も多い。コロナ禍で学生のアルバイトや保護者の収入が減る一方、キャンパスが利用できないために書籍代や印刷代など学生の費用負担も増えているという。こうした情勢をふまえ、感染防止にかかる費用を公的に支援してもらい、大学生活を取り戻したい、と訴えている。

一部の大学では、感染予防対策をした上で対面授業を再開している。対面とオンラインを織り交ぜた「ハイブリッド型」の授業が始まったという宮城学院女子大 2 年の松浦朱里さんは会見で、「感染予防対策の費用は膨大で、同じ取り組みをしている学校は少ない。このままでは、学生や大学が見殺しにされてしまう」と話した。

＜朝日新聞　2020 年 9 月 30 日＞

**********

[3] *環境報告書の作成及び公表の方法*

**◇環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 4 号）**

［官報］　令和 2 年 9 月 30 日　号外　第 203 号　39 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20200930/20200930g00203/20200930g002030039f.html

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第九条第一項の規定に基づき、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和 2 年 9 月 30 日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める命令の一部を改正する命令

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める命令（平成十七年内閣府、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表は、当該事業年度における当該特定事業者の事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む環境報告書を作成し、これを当該事業年度の終了後六月以内に公表することにより行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に公表することにより行うことが困難であるときは、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が当該事由を勘案して定める期限内に公表することにより行わなければならない。 | 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表は、当該事業年度における当該特定事業者の事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む環境報告書を作成し、これを当該事業年度の終了後六月以内に公表することにより行わなければならない。 |

**附　則**

この命令は、公布の日から施行する。

---

**◇環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める告示の新設（内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 11 号）**

［官報］　令和 2 年 9 月 30 日　号外　第 203 号　178 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20200930/20200930g00203/20200930g002030178f.html

**○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 11 号**

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める命令（平成十七年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の規定に基づき、同規定の事由並びに内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める期限を次のように定める。

令和 2 年 9 月 30 日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

１　事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

２　内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める期限

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第九条第一項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める命令の規定により令和二年度に作成する環境報告書の公

表の期限は、当該環境報告書に係る事業年度の終了後九月とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

**********

[4] ジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質に関するBAT報告書の事前相談について

＜経済産業省・厚生労働省・環境省　2020年9月23日＞

○経済産業省

→ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/class1specified_history.html

○環境省

→ http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/%E6%9C%80%E7%B5%82%E7%89%88.pdf

BAT報告書の事前相談を令和２年９月23日から受け付けます。

BAT報告書の正式な受理については、各物質を規制する政令を公布した後に行います。複数の物質をまとめて報告することは問題ございませんが、「ジコホル、PFOAとその塩」と「PFOA関連物質」は公布時期が異なりますので、報告書を分けて提出してください。

**********

[5] *消防法関係*

◇消防法第二十一条の六第一項第一号の規定により消防の用に供する機械器具等について型式承認の失効をした件（総務省告示第292号）

［官報］　令和２年９月30日　本紙　第342号　３頁

https://kanpou.npb.go.jp/20200930/20200930h00342/20200930h003420003f.html

**○総務省告示第292号**

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二十一条の六第一項第一号の規定により、次の型式承認の効力を失わせることとしたので、同条第二項において準用する同法第二十一条の五第二項の規定に基づき告示する。

令和２年９月30日　　総務大臣　　武田　良太

| 種　別 | 型式番号 | 承認年月日 | 氏名又は名称 | 住　所 |
|---|---|---|---|---|
| 泡消火薬剤 | 泡第25～1号 | 平成25. 4. 11 | DIC株式会社 | 東京都板橋区坂下三丁目35番58号 |

・ＤＩＣ株式会社が受けた型式承認の失効

＜総務省消防庁　2020年９月30日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/200930_yobou_01.pdf

消防庁は、本日、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第２１条の６第１項第１号の規定に基づき、ＤＩＣ株式会社が受けた型式承認（平成２５年４月１１日付け消防許第２１１号。型式番号：泡第２５～１号）の効力を失わせる行政処分を行いました。

詳細は下記のとおりです。

記

１　行政処分の被処分者

ＤＩＣ株式会社（代表取締役 猪野 薫）

２　行政処分の内容

次の型式承認について、消防法第２１条の６第１項第１号の規定に基づき、その効力を失わせるもの。

【種別】泡消火薬剤

【型式】水成膜泡消火薬剤５％（高発泡対応式）（－１０℃～＋３０℃）

【型式番号】泡第２５～１号

【承認年月日】平成２５年４月１１日

【法人の名称】ＤＩＣ株式会社

３　処分理由

ＤＩＣ株式会社が上記型式承認に係る型式試験において行った行為（申請値と組成が異なるサンプルの提出）は、消防法第２１条の６第１項第１号に規定する不正の手段に該当するため。

＜ 参考 ＞

消防法（昭和 ２ ３ 年 法律第 １８６ 号 ）

第２１条の６　総務大臣は、型式承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該型式承認の効力を失わせることができる。

一　不正の手段により当該型式承認を受けたとき。

二　（略）

２　（略）

**********

[6] ***化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド***

◇SDS についてのパンフレット「―GHS 対応―化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS 提供制度」の改訂版を公開しました。

＜経済産業省　2020 年 9 月 14 日＞

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2019/GHSpamphlet_2019.pdf

---

◇「化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド～事業者向け GHS 分類ガイダンス・GHS 混合物分類判定システム～」の改訂版を公開しました。

＜経済産業省　2020 年 9 月 14 日＞

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2019/SDS_guidance_2019.pdf

**********

[7] ***農薬***

◇農薬「チアジニル」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2020 年 9 月 15 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20200213027

---

◇農薬「ベンゾビンジフルピル」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2020 年 9 月 15 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20200213028

---

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2020 年 9 月 29 日＞

http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/index.htm

**********

[8] ***食品安全衛生関係***

◇食品安全情報（化学物質）No.19（2020)を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2020 年 9 月 17 日＞

http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2020/foodinfo202019c.pdf

食品の安全性に関する国際機関や各国公的機関等の最新情報が紹介されている。

**********

[9] ***廃棄物関係***

**◇船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省・国土交通省・環境省令第１号）**

［官報］ 令和 2 年 9 月 30 日　号外　第 203 号　148～149 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20200930/20200930g00203/20200930g002030148f.html

**〇厚生労働省　国土交通省　環境省令第１号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和二年環境省令第五号）の施行に伴い、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和２年９月30日　　厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年厚生労働省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| （再資源化解体の許可の申請）<br>**第二条**　（略）<br>２　主務大臣は、申請者が法第十条第一項又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項若しくは第十四条の五第一項の規定による許可（当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）<u>第九条の二第八項</u>（同令第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）若しくは<u>第十条の四第七項</u>（同令第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第五号及び第七号から第十号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、法第十一条第一項の更新の申請の場合においては、この限りでない。<br>３・４　（略） | （再資源化解体の許可の申請）<br>**第二条**　（略）<br>２　主務大臣は、申請者が法第十条第一項又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項若しくは第十四条の五第一項の規定による許可（当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）<u>第九条の二第六項</u>（同令第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）若しくは<u>第十条の四第五項</u>（同令第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第五号及び第七号から第十号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、法第十一条第一項の更新の申請の場合においては、この限りでない。<br>３・４　（略） |

**附　則**

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

**********

[10] ***<u>環境安全関係</u>***

◇<u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第298号）</u>

［官報］　令和２年９月30日　号外　第203号　５頁

https://kanpou.npb.go.jp/20200930/20200930g00203/20200930g002030005f.html

あらまし

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施 行令の一部を改正する政令（政令第 298 号）（国土交通省）

１　船舶に設置される原動機から発生する窒素酸化物の放出量について特別の基準を適用する海域として、バルティック海海域等を追加することした。（第一一条の七関係）

２　船舶において使用する燃料油の品質の基準について、特別の基準を適用する海域である北海海域の範囲を修正することとした。　（第一一条の一〇関係）

３ この政令は、令和二年一〇月一日から施行することとした

---

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十一条の三第三項等に基づく電磁的記録の基準を定める告示（国土交通省告示第 1054 号）

［官報］　令和 2 年 9 月 30 日　号外　第 203 号　218～219 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20200930/20200930g00203/20200930g002030218f.html

**〇国土交通省告示第 1054 号**

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十一条の三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十六年国土交通省令第九十三号）附則第二十四条の三第二項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十一条の三第三項等に基づく電磁的記録の基準を定める告示を次のように定める。

令和 2 年 9 月 30 日　　国土交通大臣　　赤羽　一嘉

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十一条の三第三項等に基づく電磁的記録の基準を定める告示

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)第十一条の三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成十六年国土交通省令第九十三号)附則第二十四条の三第二項の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　入力が必要となる事項に不備がある場合、電磁的記録を保存することができないものであること

二　位置情報その他の必要な情報をできる限り自動的に入力できるものであること

三　機器の故障等により前号の情報を自動的に入力することができない場合、手動により入力ができるものであること

四　自動的に入力された情報に改変を防止するための措置が講じられているとともに、当該改変の試みがある場合はこれを自動的に記録するものであること

五　入力方法が、国際海事機関又は船舶に関するシステムで採用されている他の電磁的記録の入力方法とできる限り一致しているものであること

六　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律関係法令(以下「海洋汚染防止法関係法令」という。)で定められた様式と同じ形でシステム上に表示され、書面に出力することができるものであること

七　海洋汚染防止法関係法令で規定されている期間以上の期間、電磁的記録を船舶上で保存できるものであること

八　書面の写しを提出する場合、電磁的記録が真正に出力されたものであることがわかるものであること

九　前号の書面には、各ページに次の事項が表示されるものであること

イ　署名欄

ロ　入力者の氏名、役職及びユーザーＩＤ

ハ　入力内容に加えられた変更

ニ　書面が出力された日時

ホ　電磁的記録に係る記録媒体(以下「電子記録簿」という。)の名称及びそのバージョン

ヘ　総ページ数及びページ番号

十　海洋汚染防止法関係法令の改正に伴い、必要なシステムの更新が行われるものであること

十一　前号の更新を行う場合、既存の電磁的記録について消失を防止するための措置が講じられるものであること

十二　第十号の更新は、海洋汚染防止法関係法令の改正の施行前に完了するものであること
十三　電子記録簿にアクセスする場合には、ユーザーID 及びパスワードにより認証するものであること
十四　電磁的記録を入力する際、入力者の電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)を要求するものであること
十五　電磁的記録の修正が行われるときは、当該修正に係る履歴を保存するとともに、当該修正に係る入力者、入力内容(修正前の内容を含む。)及び修正の理由を確認できるものであること
十六　電磁的記録の不正な変更及び削除を発見するとともに、当該変更及び削除をしようとする試みから保護されるものであること
十七　電磁的記録の修正が自動的に保存されるとともに、当該修正をシステム上及び出力された書面上の両方で表示することができるものであること
十八　入力内容について、船長に認証を求めるものであること
十九　入力した日付及び時刻が正確に記録されるものであること
二十　電磁的記録が入力者による入力から船長による認証までのいずれの段階のものであるかが自動的に表示されるものであること
二十一　船長が入力内容を認証した後に修正が生じた場合、自動的に船長に再び認証を求める通知を行うものであること
二十二　船長の認証がなされない場合、当該理由の入力を求めるとともに、入港前に船長に認証を求める通知を行うものであること
二十三　添付を必要とする書類をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取り、システム上で表示できるものであること
二十四　電子記録簿は自動的にバックアップが行われ、バックアップはネットワークから隔離された場所に保存されるとともに、システム障害時においてデータを復旧することができるものであること
二十五　バックアップは次の形式により作成されたものであること
　イ　読み取り専用形式
　ロ　他の保存場所に転送することができる形式
　ハ　海洋汚染防止法関係法令において規定されている期間において、電磁的記録を保持し、完全性を保証することができる形式
　ニ　書面に出力することができる形式
二十六　第二十五号の電磁的記録には、船長による電子署名が行われているものであること
二十七　電子計算機及び回線等が国際規格 IEC 六〇〇九二及び六〇五三三に基づき製造されたものである場合、電子記録簿は同国際規格を満たしたうえで設置されること
二十八　千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第九章第一規則第一項 4 に規定する国際安全管理規則に基づく安全管理システムに係る互換性の確保その他の内部監査を実施するために必要な要件を満たしているものであること

**附　則**

この告示は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(令和二年国土交通省令第七十二号)の施行の日から施行する。

---

◇(仮称) 室津吉母風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2020 年 9 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/108478.html

---

◇(仮称) 西山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2020 年 9 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/108477.html

**********

[11] ***再生エネルギー***

◇長崎海洋アカデミーが開所　人材育成の拠点へ

海上に設置した風車で発電する洋上風力発電の専門人材を育成するための拠点「長崎海洋アカデミー」が 10 月、長崎市の長崎大文教キャンパスで開講する。県内外の受講者の受け入れを始め、5 年間で 1600 人を育成する目標を掲げる。

海洋アカデミーは、NPO 法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会が県や長崎大、長崎総合科学大と協力し、日本財団などの支援を受けて運営。こうした海洋開発の人材育成機関はアジアでは初めてという。

協議会は県内の建設業や機械メーカーら約 70 社で構成。主力の造船業が低迷する中、広大な海域を活用した海洋エネルギー産業を基幹産業に育てようと、6 年前に設立された。五島市沖では、環境省が国内初の実証実験として始めた浮体式洋上風車 1 基が稼働中。経済産業省などが昨年 12 月、整備を優先的に進める「促進区域」に同市沖を指定するなどの動きも出ている。

協議会によると、海洋開発に関わる技術者は現在国内に約 2 千人いるものの、他県でも計画が進んでおり、10 年後には洋上風力発電で 8600 人以上が必要との試算があるという。

講義室などの拠点は長崎大研究開発推進機構棟内に設けた。講義内容は、先進地オランダの民間組織などと提携して作成。洋上風力の仕組みや建設法などの講義のほか、五島市沖での実地研修も予定している。

30 日には長崎大で開所式があり、協議会の坂井俊之理事長が「全国で洋上風力発電の本格的な導入拡大が見込まれる中、人材育成が近々の課題。その重要な役割の一端を担いたい」などとあいさつした。新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、年内の講義はオンラインで行うという。＜朝日新聞　2020 年 10 月 1 日＞

**********

[12] ***調査、公募、意見募集等***

**[公募、意見募集等]**

◇「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（改定案）及び残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（平成 28 年 10 月）の点検結果（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）について

＜環境省　2020 年 9 月 25 日＞　http://www.env.go.jp/press/108466.html

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195200046&Mode=0

9 月 25 日から 10 月 28 日までの間、標記の意見募集が行われる。

---

◇「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（案）」（Ｌ－酒石酸カリウム等 2 品目の添加物への指定）及び「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（添加物（Ｌ－酒石酸カリウム等 3 品目）の規格基準の設定又は改正）に関する御意見の募集について

＜厚生労働省　2020 年 9 月 23 日＞

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200223&Mode=0

9 月 23 日から 10 月 24 日までの間、標記の意見募集が行われる。

---

**[公募結果、意見募集結果]**

◇「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（デキサメタゾン及びベタメタゾン試験法の設定並びに食品中の農薬等（シクラニリプロール等 5 品目）の残留基準設定）に関する御意見の募集について寄せられた御意見について

＜厚生労働省　2020 年 9 月 14 日＞

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200106&Mode=2

---

◇「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」の一部改正に関する意見募集の結果について

＜国土交通省　2020 年 9 月 16 日＞

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155201009&Mode=2

---

◇「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 18 条の 15 第 1 項の規定に基づく指定海域の指定（告示）」の公布及び意見募集（パブリックコメント）の実施結果について（お知らせ）

＜環境省　2020 年 9 月 24 日＞
https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195190024&Mode=2
**********
[13] ***その他省庁発表***
◇毎年 10 月は「LP ガス消費者保安月間」です
＜経済産業省　2020 年 9 月 30 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201001004/20201001004.html?from=mj
----------
◇10 月は 3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進月間です！
＜経済産業省　2020 年 9 月 30 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201001005/20201001005.html?from=mj
----------
◇令和二年度以降の五年間についての石油備蓄目標（経済産業省告示第 194 号）
　　［官報］　令和 2 年 9 月 30 日　本紙　第 342 号　8 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20200930/20200930h00342/20200930h003420008f.html
----------
◇国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務省令第 66 号）
　　［官報］　令和 2 年 9 月 30 日　号外　第 203 号　77～86 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20200930/20200930g00203/20200930g002030077f.html
----------
◇私立学校教職員共済法施行規則及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（文部科学省令第 35 号）
　　［官報］　令和 2 年 9 月 30 日　号外　第 203 号　87～114 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20200930/20200930g00203/20200930g002030087f.html
----------
◇健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 162 号）
　　［官報］　令和 2 年 9 月 30 日　号外　第 203 号　115 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20200930/20200930g00203/20200930g002030115f.html
----------
◇公立学校施設の空調（冷房）設備の設置状況について（令和2年9月1日現在）
＜文部科学省　2020年9月30日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afuPacusb1qza3bE
----------
◇公立学校施設のトイレの状況について（令和2年9月1日現在）
＜文部科学省　2020年9月30日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afuPacusb1qza3bF
----------
◇公立学校施設の給食調理場の状況について（令和2年9月1日現在）
＜文部科学省　2020年9月30日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afuPacusb1qza3bG
----------
◇学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想　ロードマップの策定　－ロードマップ2020－
＜文部科学省　2020年9月30日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afuPacusb1qza3bH
----------
◇令和3年度開設予定の大学の学部等の設置届出について（令和2年7月分）
＜文部科学省　2020年9月30日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afuPacusb1qza3bN
----------
◇令和3年度 国立大学の入学定員（予定）について
＜文部科学省　2020年9月30日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afuPacusb1qza3bO

**********

[14] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会　医療機器・再生医療等製品安全対策部会（ペーパーレス）を開催します

10月14日、Ｗｅｂ会議

＜厚生労働省　2020 年 9 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=W6KCdAgjZqS5DZ_JY

＜報告事項＞

議題１．医療機器・再生医療等製品の市販後安全対策について

議題２．医療機器・再生医療等製品の不具合等報告について

議題３．医療機器・再生医療等製品の感染症定期報告について

議題４．その他

・総合資源エネルギー調査会　省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会　工場等判断基準ワーキンググループ　　10 月 7 日、オンライン

＜経済産業省　2020 年 9 月 30 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/34926

1　議事の取扱い等について

2　ベンチマーク制度の見直し及び定期報告書の WEB 化について

・学校法人のガバナンスに関する有識者会議（第 6 回）の開催について　　10 月 5 日、オンライン会議

＜文部科学省　2020 年 9 月 30 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afuRacutqbu6wkbE

1 公益法人のガバナンスについて（内閣府からヒアリング）

2 学校法人のガバナンスについて

3 その他

**********

[15] ***その他***

・大学の研究支援のファンド、政府が創設へ　10 兆円規模

大学の研究や若手の育成を支援する最大 10 兆円規模のファンド（基金）を政府が来年度にも創設する。将来的に年数千億円の運用益を目指し、研究費や若手の待遇改善に充てる方針。文部科学省が来年度予算案の概算要求に盛り込んだ。

発表では、基金は国が資金を拠出し、運用機関に委託して国内外の債券や株式などに投資する。運用額を段階的に増やし、10 兆円規模を目指すという。ただ、運用益が出て配分できるまで数年かかりそうだ。

支援対象は、東京大や京都大といった国際的に高い研究力がある大学。実験機器の購入やデータの管理といった研究インフラの整備、若手研究者の育成、スタートアップ拠点の整備などに使うことを想定する。

米国では、大学が寄付などで集めた資金を運用する基金があり、ハーバード大が 4・5 兆円、エール大が 3・3 兆円の規模で運用しているという。＜朝日新聞　2020 年 10 月 1 日＞

---

・学術会議人事に政権介入　揺らぐ独立性

「学問と政治の関係の大きな分水嶺」　学術会議に政権の人事介入　揺らぐ独立性

日本学術会議に対する政権の人事介入が明らかになった。第 2 次安倍政権発足以降、首相官邸による官僚人事の掌握が政と官の関係をゆがめ、多くの弊害を生んできたとされる。学者の間では「政府の主張に反する特定の立場の人間を排除する、学問弾圧につながりかねない」と危惧する声が広がる。

9 月 28 日夜、日本学術会議の事務局に、10 月 1 日付で首相が会員に任命する学者らの名簿が内閣府から送られてきた。学術会議が推薦した 105 人分の氏名が記載されているはずだが、いくら数えても 99 人分しかない。「なぜ人数が足りない？」。事務局の問い合わせに、内閣府官房人事課は次のように答えたという。「人事上の問題で、理由は回答できない」

会員 210 人からなる学術会議は 3 年に 1 回、半数の 105 人を改選する。学術研究団体などから提出された推薦書をもとに、今回は 2 月から学術会議の選考委員会で選考が進められ、7 月 9 日の臨時総会で候補者 105 人が承認された。8 月 31 日、安倍晋三首相（当時）あてにその一覧表を提出。約 1 カ月が過ぎ、いよいよ新体制始動という矢先の「任命拒否」通告だった。

なぜ政府は推薦された 6 人を任命しなかったのか。政府はその理由を明かさないが、安全保障法制や「共謀罪」を創設した改正組織犯罪処罰法の制定に反対を表明するなど、菅政権が継承した安倍政権の看板施策にもの申してきた学者が複数含まれていた。

小沢隆一・東京慈恵会医科大教授（憲法学）は 9 月 29 日に事務局から連絡を受けた。2015 年 7 月、安全保障法制の国会審議で野党推薦の公述人として「違憲」の立場で見解を述べたことがある。小沢教授は毎日新聞の取材に「それが理由なら到底承服しがたい。政府方針と違っても言うべきことは言う。学術会議はそういう組織だ」と憤った…　＜毎日新聞　2020 年 10 月 1 日＞

**********

[付録]

◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 167 号）　上記［2］関係

［官報］　令和 2 年 9 月 30 日　特別号外　第 101 号　1～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20200930/20200930t00101/20200930t001010001f.html

○厚生労働省令第 167 号

雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十二条第一項第一号及び第六号並びに第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 2 年 9 月 30 日　厚生労働大臣　田村　憲久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| 附　則 | 附　則 |
| 第十五条の四の三　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ(1)の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から起算して十一月が経過する日の属する月の末日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（次項及び第九項において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。 | 第十五条の四の三　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ(1)の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から起算して八月が経過する日の属する月の末日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（次項及び第九項において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。 |
| ２・３　（略） | ２・３　（略） |
| ４　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から同年十二月三十一日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支 | ４　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から同年九月三十日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休 |

| | |
|---|---|
| 払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。 | 業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。 |
| 5　（略） | 5　（略） |
| 6　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る同号及び同条第三項の規定の適用については、同号イ(2)(ｉ)中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために要なものとして職業安定局長が定めるもの」と、同号イ(5)中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、「以上となるもの」とあるのは「以上となるもの又はこれに準ずるものとして職業安定局長が定める要件に該当するもの」と、同項中「百日」とあるのは「百日に令和二年四月一日から同年十二月三十一日までの期間中の休業等の実施日数を加えた日数」とする。 | 6　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る同号及び同条第三項の規定の適用については、同号イ(2)(ｉ)中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために要なものとして職業安定局長が定めるもの」と、同号イ(5)中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、「以上となるもの」とあるのは「以上となるもの又はこれに準ずるものとして職業安定局長が定める要件に該当するもの」と、同項中「百日」とあるのは「百日に令和二年四月一日から同年九月三十日までの期間中の休業等の実施日数を加えた日数」とする。 |
| 7　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から同年十二月三十一日までの期間中の教育訓練に係る同号の適用については、同号イ(2)(ⅱ)中「所定労働時間内に行われるものであつてその受講日において当該対象被保険者を業務に就かせないものであること。」とあるのは、「所定労働時間内に行われるものであること。」とする。 | 7　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から同年九月三十日までの期間中の教育訓練に係る同号の適用については、同号イ(2)(ⅱ)中「所定労働時間内に行われるものであつてその受講日において当該対象被保険者を業務に就かせないものであること。」とあるのは、「所定労働時間内に行われるものであること。」とする。 |
| 8　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号ロに規定する出向対象被保険者の令和二年四月一日から同年十二月三十一日までの期間中の出向に係る同号の規定の適用については、同号ロ(2)中「三箇月」とあるのは、「一箇月」とする。 | 8　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号ロに規定する出向対象被保険者の令和二年四月一日から同年九月三十日までの期間中の出向に係る同号の規定の適用については、同号ロ(2)中「三箇月」とあるのは、「一箇月」とする。 |
| 9　前各項の規定は、新型コロナウイルス感染症特例対象期間の初日から起算して十一月が経過する日の属する月の末日までの期間内に、別の対象期間の初日がある場合には、当該別の対象期間については、適用しない。 | 9　前各項の規定は、新型コロナウイルス感染症特例対象期間の初日から起算して六月の期間内に、別の対象期間の初日がある場合には、当該別の対象期間については、適用しない。 |
| **第十七条の二の四**　第百十六条の両立支援等助成金として、同条に規定するもののほか、令和二年二月二十七日から同年十二月三十一日までの間における次 | **第十七条の二の四**　第百十六条の両立支援等助成金として、同条に規定するもののほか、令和二年二月二十七日から同年九月三十日までの間における次項第 |

| | |
|---|---|
| 項第一号イ又はロの有給休暇について、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を支給するものとする。 | 一号イ又はロの有給休暇について、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を支給するものとする。 |
| ２　（略） | ２　（略） |
| ３　令和二年四月一日から同年十二月三十一日までの間に前項第一号イ又はロの規定によりその雇用する被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主に対する前項第二号の規定の適用については、同号中「基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額」とあるのは、「一万五千円を超えるときは、当該額」とする。 | ３　令和二年四月一日から同年九月三十日までの間に前項第一号イ又はロの規定によりその雇用する被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主に対する前項第二号の規定の適用については、同号中「基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額」とあるのは、「一万五千円を超えるときは、当該額」とする。 |
| ４・５　（略） | ４・５　（略） |
| **第十七条の二の五**　（略） | **第十七条の二の五**　（略） |
| ２　新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 | ２　新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 |
| 一　その雇用する被保険者であつて、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条第一項の規定に基づく措置（新型コロナウイルス感染症に関するものに限る。以下「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」という。）として休業が必要な妊娠中の女性労働者（以下この項において「対象被保険者」という。）について、令和二年五月七日から同年十二月三十一日までの間に休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除き、当該年次有給休暇について支払われる賃金相当額の六割以上が支払われるものに限る。以下この項において同じ。）を与えるための制度を整備する措置並びに当該制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を労働者に周知させるための措置を講じている事業主であつて、対象被保険者に対して、同年五月七日から令和三年一月三十一日までの間に当該休暇を合計して五日以上取得させたもの | 一　その雇用する被保険者であつて、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条第一項の規定に基づく措置（新型コロナウイルス感染症に関するものに限る。以下「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」という。）として休業が必要な妊娠中の女性労働者（以下この項において「対象被保険者」という。）について、令和二年五月七日から同年九月三十日までの間に休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除き、当該年次有給休暇について支払われる賃金相当額の六割以上が支払われるものに限る。以下この項において同じ。）を与えるための制度を整備する措置並びに当該制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を労働者に周知させるための措置を講じている事業主であつて、対象被保険者に対して、同年五月七日から令和三年一月三十一日までの間に当該休暇を合計して五日以上取得させたもの |
| 二　（略） | 二　（略） |
| ３・４　（略） | ３・４　（略） |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

---

**◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 168 号）**　*上記［2］関係*

［官報］　令和２年９月 30 日　特別号外　第 101 号　３頁

https://kanpou.npb.go.jp/20200930/20200930t00101/20200930t001010003f.html

**○厚生労働省令第 168 号**

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第八条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和２年９月 30 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| （新型コロナウイルス感染症対応休業支援金）<br>**第三条**　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金<br>（法第四条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金をいう。以下同じ。）は、<u>令和二年四月一日から同年十二月三十一日</u>までの間に新型コロナウイルス感染症等の影響（法第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。）により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であって、中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。）に雇用されるものに対して支給するものとする。 | （新型コロナウイルス感染症対応休業支援金）<br>**第三条**　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金<br>（法第四条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金をいう。以下同じ。）は、<u>令和二年四月一日から同年九月三十日</u>までの間に新型コロナウイルス感染症等の影響（法第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。）により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であって、中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。）に雇用されるものに対して支給するものとする。 |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

********** 以上 **********